

女藏國高麗館田
平田村三郷志館
院宣國衛自心不有
相中承代の東寺勸學
科法殊の祈中都部
女全く也中と傳仰

第2図 (1)

道恩上人者
編旨うまの楓葉
元亨元年月日書奉書
素道上人の居

第2図 (2)

書札様文書の礼紙について

—— 田中稔氏の礼紙論の検討によせて ——

上 島 有

【要約】 古文書の形態の研究は非常に立ち遅れている。そのうちでも封式の研究にその感が強い。正式の書札様文書は本紙・礼紙・封紙の三紙からなることは古くから知られているが、礼紙・封紙についてはその名称は一定せず、様々な呼び方が行われている。田中稔氏は先年「礼紙について」なる論文を発表、従来礼紙といわれてきたのは本紙の一部であって、「重紙」と称すべきであるとされた。これは田中氏の古文書に関する豊富な知識と経験に裏付けられたものであるため、十分な検証・討議を経ることなく、ほぼ定説として認められているというのが実状である。これに対して本稿では(1)書札様文書の料紙の使い方、(2)田中氏がその論拠とされた『請文書札札』『消息耳底秘抄』などの記載を検討し、従来いわれている礼紙はそのまま礼紙と呼ぶべきこと、田中氏が「重紙」とされたのは書札様文書ではなく、下文様文書にそえられた料紙であることを明らかにするとともに、書札様文書の封式についても見解を述べた。

史林 七三巻四号 一九九〇年七月

はじめに

院宣・繪旨・御教書あるいは書状などの書札様文書は、まず本紙に本文を書き、それに礼紙をそえる。本文が本紙一紙で終った場合は礼紙は白紙であるが、本文が長いときには礼紙にもそれが書かれる。文章を書き終ったらそれを折り畳み、封紙に包んで、ウワ書を書いて相手に届ける。これが正式の書札様文書の料紙の使い方である。すなわち書札様文書の正式な形は、本紙・礼紙・封紙の三紙からなるというのは古くから常識的に認められてきたことである。

これに対して、田中稔氏は先年「礼紙について」^④なる論文を発表され、この伝統的な考え方について検討を加えられた上で、結論として、従来礼紙と呼ばれてきたものは本紙の一部（重紙の第二紙）であって、礼紙とはこの重紙をさらに包んだものとすべきだとされる。これは氏のこれまでの豊富な文書調査の経験を考えた場合、注目すべき発言で、従来の常識の再検討を迫るショックなものであった。

この田中氏の研究を基礎に、それをさらに発展させられたのは百瀬今朝雄氏である。^⑤百瀬氏は田中氏の料紙の使い方に関する実態認識を全面的に承認されたうえで、「重紙」「裏紙」なる用語を主として書札礼に関する書物（これも書札礼という）について細かく検討され、田中氏が「重紙」とされたのは「裏紙」とすべきであるとされた。これも百瀬氏のこれまでの研究の実績を考えるとまさに千金の重みをもつものである。

さきに、私は「古文書の様式について」^⑥「古文書の封式について」^⑦および「中世の宿紙について」^⑧なる三つの論文において、書札様文書の封式を考え、書札様文書は本紙・礼紙・封紙の三紙からなるという従来の考え方を確認し、これまで礼紙といわれてきたものは「重紙」あるいは「裏紙」とすべきだという田中・百瀬両氏の提言については、いずれ機会をみて詳しく検討するということで保留してきた。そこで今回あえてこれに関する私見を述べて、大方のご批判を仰ぐこととした。なお、百瀬氏にあっては、料紙の使い方という具体的な問題については田中説を前提にされているので、ここでは主として田中氏の「礼紙について」を検討の対象とし、必要に応じて百瀬氏の考え方に触れることとする。^⑨

① 後で詳しく述べるが、礼紙は一紙だけで終るものではなく、三紙・五紙に及ぶことがある。以下においては、「本紙・礼紙・封紙の三紙」という表現をとることが多いが、これは決して礼紙が一紙だけであったということの意味するのではなく、三紙・五紙の場合も含めてのこととご理解頂きたい。

② これは一般には包紙あるいは懸紙などと呼ばれる。しかし、私は封紙と包紙は厳密に言えば区別して使った方がよいと考えている。

この点については拙稿「古文書の封式について」(撰大学術B へ人文科学・社会科学編)第七号 一九八九年)第三節で簡単に触れたので参照頂きたい。また懸紙については、第三節の最後で私見を述べた。

③ この点については前記拙稿「古文書の封式について」で詳しく述べた。

④ 土田直鎮先生遺稿記念会編『奈良平安時代史論集』下巻(吉川弘文館 一九八四年)所収。

- ⑤ 同「重紙と裏紙」（日本歴史第四九七号 一九八八年）。
- ⑥ 史学雑誌第九七編第一二号 一九八八年。
- ⑦ 註②参照。
- ⑧ 立命館文学第五〇九号 一九八九年。
- ⑨ 最近、田中氏は（史料紹介）「根津美術館所蔵文書（下）」（古文書研究第三〇号 一九八九年）において、
なお本稿においては、書状等のいわゆる「本紙」「礼紙」のうち、

一 書札様文書の封式

具体的な問題にはいる前に、まず田中氏の礼紙に関する見解を整理しておきたい。氏の礼紙論（これは重紙論といった方がよいかもしいが）は二つの論文からなる。氏にははやく「本紙・礼紙と料紙の使用法について」①（以下これを氏の前稿という）なる論文がある。これは今回直接検討の対象としている「礼紙について」（以下これを氏の新稿という）の前提となるものである。この論文で氏は抄紙技術の検討から、和紙の表面には木目がみられ、裏面には刷毛目がみられるということが付き、それを確認すれば「紙の表裏は客観的に判定することが可能となる」（前稿一九頁）とされる。そしてこの方法を適用して、氏が長年調査をしてこられた「東大寺文書・高山寺文書・仁和寺文書・醍醐寺所蔵薄草紙口決紙背文書等について、かなりの数の書状を検討してみた結果」（前稿二〇頁）として、「本紙は紙の表側、礼紙は紙の裏側を使用して書状をしたためるのが通例であったと断定して誤りないものと考えられる」（同前）とされる。その根拠として『貴嶺問答』の記事などにより、書状などを書く場合には、積み重ねてある紙をそのまま上から書きはじめ、一枚目で終わらないときには、それと二枚目の紙とを重ねたまま揃んで翻し、二枚目へ書き続けていったからであるとされる。

この田中氏の論考は、書札様文書は普通本紙―礼紙を表―表に使うと考えられていたこれまでの常識に根本的に再検討を迫るものであって、大きな論議を呼んだものであった。後述のように私はこれを全面的には認めることはできないが、

「礼紙」と呼ばれて来たものについては「裏紙」と表記した。として、百瀬氏にしたがって「重紙」という呼び方を「裏紙」と改められた。「重紙」といい、「裏紙」というも、これは呼び方の問題で、料紙の使い方に因しては百瀬氏は全面的に田中氏によっておられるので、本稿では田中説を検討の対象とする。なお、この田中氏の見解が現在ほぼ定説として認められていることについては第一節註⑥を参照。

従来書札様文書は漠然と本紙・礼紙ともに文字を書くのは表であると考えられていたのに対して、表―裏に使う場合もあったということを発見されたのは大きな収穫ということが出来る。

新稿「礼紙について」が発表されたのは、この「本紙・礼紙と料紙の使用法について」の八年後である。これは前稿を基礎にして、書札様文書の封式、ことに礼紙について大胆な提言をされたものである。ここで氏はまず、広島大学所蔵『猪熊文書』に収められた『大乘院文書』のなかの「請文書札礼」^③にみられる康応二年（一三九〇）僧正孝尋請文と応永九年（二四〇二）法印大僧都孝円請文に関する記事から、この孝尋・孝円請文の「引重ねた料紙の二枚目は礼紙と呼ばれていない」（新稿六三八頁）ということを明らかにされる。そして、これまで書札様文書の二枚目の料紙が礼紙と呼ばれていたことに對して、「書状や御教書等の書札様文書の、重ね合わされている二枚目の料紙を礼紙という呼び方をする事が果して正しいかという疑問が生じてくる」（同前）とされる。この疑問を解くために、田中氏は『消息耳底秘抄』をはじめ『貴嶺問答』『書札礼』の礼紙に関する記事を検討し、その結果、

(1) 書状その他の書札様文書は料紙二枚を重ね紙として用いることが多い。

(2) 礼紙とは本紙の外を巻く形で加えられるものをいう。したがって、『消息耳底秘抄』では重紙のうちの二枚目を礼紙と呼んではない（新稿六四四頁）。

といわれる。これと前稿「本紙・礼紙と料紙の使用法について」の結論である、

平安時代から中世にかけての書状や書札様文書では、一枚目が「紙の表」に書かれると、二枚目ではほとんど必ずといってよい程「紙の裏」に文字が書かれている（新稿六四九頁）。

という書札様文書の料紙の使い方に関する理解を基礎にして、

これまでいわれて来た書状の第二紙は礼紙ではなく、本紙の一部と考えるべきこと、礼紙はこの重紙の本紙とは別に、さらに外側を包むものというべきことが明かとなった。……また従来書状第二紙裏に加えられている表書（ウハ書）は「礼紙切封表書」と呼ばれ

て来たが、今までに述べたところが正しいならば、中世文書についての標記としては相応しくないように思われる。その呼称の代案としては、「重紙（カサネガミ）切封表書」とすることも考えられよう（新稿六五一頁）。

と結論されるのである。すなわち、従来書札様文書において礼紙と呼ばれてきたものは重紙（あるいは重紙第二紙か）^④といふべく、礼紙とは本紙の外を巻く形で加えられるものであるとされるのである。

さきにも述べたように、これは従来書札様文書の封式に関する常識に根本的な再検討を迫る重要な提言である。古文書学界の多くにはとまどいと疑問の声も聞かれたが、それが具体化せず、これに関してはまったく議論が行われることなく、いつの間にか定説として認められつつあるというのが実情ではなからうか。^⑤

以上は、田中氏の礼紙論の私なりのまとめであるが、その検討にはいる前に、書札様文書の礼紙あるいは封式を考えるについての基本的な観点を確認しておきたい。ここで一番問題となるのは礼紙だけではなく本紙・封紙というのは、書札様文書の封式に関することであって、文書一般に関するものや公式様文書や下文様文書に関することではないということである。すなわち、本紙・礼紙^⑦・封紙という料紙の使い方が問題となるのは書札様文書だけであって、他の公式様文書・下文様文書では料紙の使い方は封式は問題にはならない。^⑧この点については私と田中氏とは共通の認識の上に立っているものと考ええる。

もちろん、田中氏は私のように古文書の様式を厳密には考えられず、また封式についても未整理な点が多い。しかし、前稿「本紙・礼紙と料紙の使用法について」なる論文において、氏の検討の対象となったのは書状が中心ではあるが、言葉としては院宣・繪旨・御教書にも言及されている。そして、氏の書状というのは実は書札様文書を意味するものと考えられるから、礼紙あるいは料紙の使用法が問題となるのは書札様文書であるという確認があるものとしてよい。また氏の
新稿では、

書状や御教書などの書札様文書の、重ね合されている第二枚目の料紙を礼紙という呼び方をするのが正しいのかという疑問が生じ

てくる(同六三八頁)。

書状その他の書札様文書は料紙二枚を重紙として用いることが多い(同六四四頁)。

と述べられており、はつきりここでは書札様文書という規定がみられる。したがって、封式ないしは礼紙が問題となるのは書札様文書であるという基本的な観点については、私と田中氏との立場は同じであるといえる。^①

書札様文書において封式が問題になるということは、書札様文書においては本文を書いた本紙だけではなく、それ以外の礼紙・封紙も文書として必要欠くべからざるものであることを示している。^② 正式の書札様文書には、本紙・礼紙・封紙の三紙が必要欠くべからざるものであるということになると、次にそのうちの二紙か三紙を省略したのは略式の文書ということになる。私は前稿「古文書の封式について」で強調したように、従来の封式研究では基本の封式とそうでないもの、正式の封式と略式の封式との区別・整理が十分には行われていなかったという反省の上になつて、まず院宣・綸旨・御教書などの公文書、あるいはこの三紙揃った書状^③私信^④などの権威のある正式の封式の文書を基本として考えるべきだとした。

あとの立論の必要から、この「古文書の封式について」の要点を、封式についてのみ簡単に記すと、次のようになる。すなわち、(1)正式の封式の文書とは、本紙・礼紙・封紙の三紙が揃った文書で、この場合には、a 院宣・綸旨・御教書などの公文書と、b 書状などの私文書がある。b の私文書にあつては、本紙・礼紙に切封・墨引を加え、封紙にウワ書(宛書・差出書)を書き、折封にして相手に届ける。a の場合には、公文書という性格から、とくに「他見をはばかるもの」ではないから、封はしない。すなわち本紙・礼紙には切封・墨引は加えない。封紙にウワ書をして、折封に折って相手方に送る。

この基本の封式から、多種多様の(2)略式の封式が生まれる。このうちでもっとも一般的なものとは封紙を省略した本紙・礼紙の二紙の場合である。ここではふつう本紙に切封をし、礼紙に墨引をしてウワ書を加える。これは(2)略式の封式のう

ちではもっとも正式なものであるべく、これ以外にも様々なより略式の封式がみられた。ともかくも、私が基本的に考えるのは本紙・礼紙・封紙の三紙が揃った正式の封式をとる文書であって、本紙・礼紙・封紙の三紙が書札様文書にとって必要欠くべからざるものであるということである。

いっぽう、田中氏も本紙・礼紙・封紙（氏はこれを懸紙とする）の三紙が揃った文書を「正式の姿」（前稿一六頁）とし、このうちで礼紙あるいは封紙、さらには礼紙・封紙を省略したものを略式（氏は「礼の厚薄による」とする）とされるのは私と同じである。しかし、具体的な文書の問題となると、氏と私とでは認識が違ってくる。氏が正式の書札様文書について述べられるのは前稿の「はしがき」だけであって、それ以降の叙述において実例として挙げられるのはすべて本紙・礼紙二紙の文書、すなわち(2)略式の文書である。しかも、いつのまにかこれが(2)略式の文書ということが忘れられ、本紙・礼紙の二紙の文書が書札様文書そのものであるかのような説明が行われる。これは氏の新稿になるとよりはっきりする。すなわち、氏はここではもはや(1)正式の封式についてはいっさい触れられず、

このように、二枚で完結している書状(御教書等の書札様文書を含む)の二枚目の紙を礼紙と呼ぶのが定説とされている(同六三五頁)。

といわれるように、田中氏が検討の対象とされるのは礼紙に墨引・ウワ書を加えた文書である。これはいうまでもなく、私(1)正式の封式の文書という意味ではなく、「一般の書状」にたいする「公文書」(同二二頁)という観点からで、あくまでも考察の対象となっているのは、この礼紙に墨引・ウワ書を加えた書状である。すなわち、氏が検討の対象とされるのは、本紙・礼紙の二紙からなる略式の書状で、それ以外の文書すなわち院宣・繪旨・御教書などの公文書、また本紙・礼紙・封紙の三紙が揃った正式の書状は氏の眼中にはなかったといっただけであろう。④これがまず、田中氏と私の基本的な立場の違いである。

このことから、私と田中氏の研究の対象となる時代にもずれが生じる。私は院宣・繪旨あるいは御教書などの正式の書

札様文書を基本にすえるという観点から、それがもつとも典型的な形で機能した鎌倉中末期から南北朝・室町時代の文書を主として扱う。これに対して田中氏の場合には、もちろん孝尋・孝円請文のように南北朝末期から室町初期の文書も考察の対象とされるが、その中心はやはり『消息耳底秘抄』以下『貴嶺問答』『書札礼』等の書札礼の検討、すなわち時代としては平安末期から鎌倉初期にかけてになっているといっても差し支えない¹⁶。しかも田中氏は新稿において実際の文書にはまったく触れず、もっぱら『消息耳底秘抄』など書札礼の検討に終始されるのである。書札様文書が本来私信である書状から出発したことを考えると、いわばその創世期にあたる平安末から鎌倉時代にかけては、書札様文書の研究にとって重要な時代であることはいうまでもないが、基本となるのは書札様文書が完成の域に達した鎌倉中期以降でなければならない。

次に問題となるのは、書札様文書の料紙の使い方である。さきにも述べたように、私は書札様文書にとっては本紙・礼紙・封紙の三紙は必要欠くべからざるものであって、もしこれらのうち一つを欠いたとしても、それは書札様文書とはいえないと考えている。この際、たとえば本来礼紙あるいは封紙があるものとして、それが省略された場合、すなわち略式の場合は別である。これに対して、田中氏は料紙の使い方について、いま直接検討の対象としている新稿では、書札様文書としての要件についてまったく述べられない。書札様文書にとって本紙・礼紙・封紙の三紙が必要欠くべからざるものであるという観点からすると、書札様文書の礼紙を論ずるに際して、書札様文書の要件をまったく考慮しないということは決定的な欠陥といわなければならない。

このことは次のような重大な問題に発展する。もしこれまでいわれてきた礼紙が氏のいわれるように「本紙の一部」であるならば、それは公式様文書・下文様文書のように本紙と糊継ぎされるのが当然であろう。これこそまさに「本紙の一部」という意味である。礼紙に本文が書かれようとあるいはそうでなかろうと、本紙と礼紙が糊継ぎされずにそれぞれ独立しているということは、本紙は本紙、礼紙は礼紙であって、けっして礼紙は「本紙の一部」ではないといわざるをえない

い。⑩ 氏の論理に従うとしても、これまでの礼紙が「本紙の一部」であるならば、何故糊付けされずに本紙と別になっているかということの説明はできない。

① 古文書研究第一〇号。一九七六年。

② 氏の前稿においては「書札様文書」という言葉は使わずもっぱら「書状」とされる。しかし、

本稿でいう「書状」とは、「恐々謹言」等の書止め文言を持つ所謂書状形式文書を総称する。したがって、内容上から申状・請文等の名称を付けられるものでも、書状形式を持つものはすべて書状に含めて考える（同一七頁）。

とされるので、私はこれを「書札様文書」と読み替える。なお、新稿においては本節の引用文でもみられるように、氏も「書札様文書」なる言葉を用いられる。

③ 松岡久人編『広島大学所蔵 猪熊文書（一）』（福武書店 一九八二年）所収『大乘院文書』。

④ 新稿を読むかぎり、これまでの本紙を氏は「本紙」というのか「重紙」というのか、また礼紙を「重紙」というのか「重紙第二紙」というのかははっきりしないのも大きな問題である。

⑤ その後、鬼頭清明氏は「古代の「礼紙」について」（国立歴史民俗博物館研究報告一集 一九八六年）を発表された。これは正倉院文書の礼紙を検討したものであるが、中世の書札様文書については田中氏の理解をそのまま踏襲している。また百瀬今朝雄氏の「重紙と裏紙」も前述のように文書の実態認識については、完全に田中氏のそれを承認したうえのものである。なお、最近刊行された『週刊朝日百科 日本歴史別冊 歴史の読み方 5 文献史料を読む・中世』において、百瀬氏はその裏表紙に「書状の書き方と約束ごと」という簡単な解説

を執筆され、田中説を要領よく説明されるときに「この（書状の）第二紙を裏紙という」とし、「裏紙」を「礼紙」にかかわる学術用語として用いられている。

⑥ 私は、わが国古代中世の公文書の様式分類は、公式様文書・下文様文書・書札様文書とするのが適当だと考えている。この点については前記拙稿「古文書の様式について」（はじめに註⑥）で詳しく述べた。

⑦ 本稿では田中氏の「礼紙」について検討するのが目的である。そして、私と田中氏の認識ははっきり違っている。したがって、本稿で礼紙というのは私の考える礼紙（これは現在普通に行われている考えであるが）をいい、田中氏のいわれる礼紙についてはたとえば「田中氏のいう礼紙」のように限定して用いることにする。なお、田中氏は前稿においては礼紙を普通の礼紙の意味で用いられるが、新稿ではそうではない。これは氏の考え方の発展によるものであって、その事実だけを確認しおけばよい。

⑧ この点についても前記拙稿「古文書の様式について」で詳しく述べた。

⑨ この点については第三節註②で若干の見解を述べた。

⑩ 註②参照。

⑪ 百瀬氏についていうと、氏は礼紙あるいは封式が問題となるのは書札様文書であるという確認が十分ではないように思われる。

⑫ この点についても前記拙稿「古文書の様式について」である程度まとめて見解を述べた。

⑬ たとえば拙稿「古文書の封式について」の写真三の東寺長者御教書。

これは東寺長者御教書で公文書ともいえるが、本紙に切封、礼紙に墨引があり、封式としては書状₁₁私文書である。

⑭ このことを端的に示す例として、氏は

院宣・御教書等で、本文が礼紙に及んだ場合には、礼紙の奥にウワ書が加えられる（前稿一七頁）。

と述べられる。すなわち院宣・御教書などの公文書でも、本文が礼紙に及んだときには礼紙の奥にウワ書が加えられるとされるように、まず例示されるのは本紙・礼紙で完結する略式の文書である。しかし、これは明らかに誤りであって、このような文書は実際には存在しない。これについては前記拙稿「古文書の封式について」の要点を述べたところでも指摘したように、院宣・繪旨・御教書のような公文書には必ず封紙をとまうから、ウワ書は必ず封紙に加える。礼紙は本文が書かれようと白紙であろうと、それには関係なく絶対にウワ書は加えられない。院宣・繪旨・御教書などの公文書にあっても礼紙にウワ書を加えるとされるのは、封紙のある正式の文書はまったく氏の頭の中にはなかったものといわなければならない。これは百瀬氏についても同

二 礼紙の表裏

田中氏が、書札様文書の礼紙はこれまでいわれしてきた礼紙ではなく、重紙だといわれる大前提になるのが、前節でも述べたように書札様文書にあつては本紙・礼紙の使い方が普通考えられているように表―表ではなく、表―裏に使ったという認識である。そしてこれを基礎にして新稿の礼紙論が展開されるのである。したがって、この前提が崩れたら氏の礼紙論は成り立たなくなる。そこで、まずこの点についてすこし細かく検討を加えることにする。

ここで、氏の豊富な経験にもとづいた具体的な料紙の使い方方の認識について疑義をさしはさむつもりは毛頭ない。ただ

じであつて、正式の封式の文書について何ら言及されていない。前記拙稿「古文書の封式について」でも述べたが、現在の日本古文書学の基礎を確立した黒板・伊木両氏以来、本紙・礼紙・封紙の三紙が揃った書札様文書が、正式の書札様文書として取り上げられたことが一度もないのは不思議といわなければならない。

⑮ 書札様文書が最高の公文書として機能するのは鎌倉中期以降で、それまではたんに中間的あるいは手続的な文書として機能したにすぎない。この点に關しても詳しくは拙稿「古文書の様式について」を参照されたい。

⑯ この点に關しても百瀬氏もほぼ同じといつてよい。

⑰ 田中氏は前稿の「はしがき」において、

本紙・礼紙は貼り継がれることすなわち縦紙（籠紙）にされることなく、各が離されたままになっていることはいうまでもない（前稿一六頁）。

として、書札様文書の本紙・礼紙は糊継ぎされるものではないことを確認される。

問題は氏の場合「東大寺文書・高山寺文書・仁和寺文書・醍醐寺所藏薄草紙口決紙背文書等について、かなりの数の書状を検討してみた結果である」（前稿二〇頁）といわれるものの、検討の対象はあくまでも本紙・礼紙二紙の書状、すなわち略式の封式の文書であって、本紙・礼紙・封紙の三紙が揃った正式の封式の文書については氏の検討の対象とはなっていない。正式の封式の文書、すなわち院宣・繪旨・御教書などの公文書については、氏は、

しかし繪旨以下の公文書は、一般の書状に比してその保存管理に意を用いられて来た。そのためこれらの中には補修の手を加えられ、形を改めて卷子本等に仕立てられているものが少なくない。これは保存上は有効な方法であるが、本稿で取り扱う本紙・礼紙と紙の表裏関係について知るためにはかえって致命的な欠陥となる。したがって原状をよく留めている繪旨・御教書等の原本を多数調査する機会は少なく、私はこの問題について論ずるに十分な資料を得ていない（前稿二二頁）。

として、具体的には仁和寺文書の後光厳天皇繪旨および東寺百合文書の伏見天皇繪旨の二通の繪旨について述べられるだけである。^①これは明らかに方法論上の重大な欠陥である。

上來強調してきたように、たとえば礼紙の使い方といった問題は、たんに私信としての書状の封式に関するものではなく、まさに書札様文書の基本にかかわる問題である。書札様文書の封式という時には、正式の封式の文書がまず検討の対象とされるべきで、略式の書状をいくら論じてみても書札様文書の封式を論じたことにはならない。しかも、時代は書状が広く用いられた中世全体を漠然と取り上げるのではなく、鎌倉中末期・南北朝・室町時代の正式の封式の文書を主たる考察の対象とすべきであろう。というのはこの時代こそ、書札様文書が公文書としてもっとも重要な役割を果たした時代であり、また弘安八年（二一八五）には弘安礼節が制定され、書札様文書に関する書札礼はもちろん、その他の儀礼についてももっとも整備された時代であるからである。

たしかに、氏のいわれるように、院宣・繪旨・御教書といった公文書は、一般の書状に比べて保存管理に意を用いているため、原状を留める原本は皆無といってよい。しかし、これらの公文書の原本の調査は困難だからといって、略式の書

状だけで書札様文書の封式を論ずるのは明らかに片手落ちである。

氏は木目・刷毛目の存在によって、料紙の表裏を判定する方法を案出された。これは非常に優れた発見であるが、氏のいわれるようにそう簡単なものではない。まず豊富な経験が必要である。しかも経験だけでは十分ではなく、それを補うものとして写真用のリフレクターランプといった面倒な装置も必要である。私自身、氏にならってその方法によって実際に料紙の表裏の判定を試みたことがあるが、経験不足もあって時間がかかり、しかも判断に迷うことが多く、とうてい実用に使うことができず、完全に諦めてしまった。しかしよく考えてみると、このような面倒な方法によらず、きわめて簡単に正式の封式の文書の紙の表裏を判定できる方法があるのである。それは薄墨の綸旨の場合である。薄墨の綸旨についていうと、たといそれに補修の手が加わっていようと、場合によっては原本にあたることなく、すこし精巧な写真さえあればきわめて簡単に、しかもきわめて客観的に料紙の表裏が判断できるのである。

これについてはさきにすこし触れたことがあるが、改めてもう一度述べることにする。一例として第一図をご覧いただきたい。これは永徳元年（二三八二）六月六日後円融天皇綸旨であって、東寺修理要脚として越前国棟別銭一疋を東寺に付すことを幕府に伝えるよう武家執奏西園寺実俊に命じたものである。料紙はもちろん宿紙で、本紙・礼紙の二紙からなる。この場合本紙と礼紙とはその表面の模様がちがう。まず宿紙の墨の濃さがちがう。同じく薄墨色であるが、本紙は薄く、礼紙の方が濃い。これは写真でも確認できる。それだけではなく礼紙は横に細い線が無数に走っており、また縦にも太い線が等間隔にみられる。それに対して本紙の方には、これらの線がまったくみられない。礼紙の横の線はいうまでもなく紙を漉く時の簀の目であり、縦の線はそれを結び合せた糸目である。田中氏もいわれるように「簀・紗の目」がみられるのは紙の裏である。宿紙の表裏が判定できるのは以上の二点だけではない。本稿で例示した文書ではそれを確認することはできないが、拙稿「中世の宿紙について」で具体的に述べ、さらに同「古文書の封式について」の写真1として比較的鮮明な写真を掲載した正安四年（一三〇二）正月一六日後宇多上皇院宣などにみられる未叩解の黒い紙片その他の混ぜ物が

みられるのは宿紙の表である。すなわちこの綸旨の礼紙のように本紙に比べて薄墨の色が濃く、簀の目・糸目がみられるのが宿紙の裏である。いっぽう、薄墨の色が薄く、簀の目・糸目がみられず、代わりに未叩解の黒い紙片その他の混ぜ物が見られるのが宿紙の表である。この表裏さえ確認しておけば、田中氏のように豊富な経験や面倒な手続きは不要で、しかもより簡単にまた正確に宿紙の表裏が判定できる。かくしてこの後円融天皇綸旨は、まさに田中氏のいわれる表―裏の文書である。

しかし、第二図をご覧頂きたい。これは安芸国高屋余田等を東寺勸学料所に付した元亨二年（一三三二）四月一三日後醍醐天皇綸旨である。その本紙・礼紙のいずれにも簀の目はまったくみられず、本紙・礼紙ともに表を使っていることがわかる。すなわち綸旨のうちにも、表―表のものがあることが確認できるのである。

いま、宿紙の綸旨の写真が簡単にみられる上島有編著『東寺文書聚英』所収の東寺文書について本紙・礼紙という二紙の宿紙からなる綸旨（院宣も含む）をさがしてみると、全体で一二通がみられる。これを前述の方法で料紙の表裏を判定すると、田中氏のいわれる本紙―礼紙が表―裏になっている文書は五通で、これに対して表―表のものは七通となる。⑩ いっぽう、東寺百合文書についてみると、ここにも多数の宿紙の文書がみられる。しかし、ほとんどその本文は本紙一紙で終っており、本文が本紙・礼紙の二紙にわたっているものは、わずか四通に過ぎない。このうち二通は確かに田中氏のいわれるごとく表―裏になっているが、他の二通は表―表である。⑪ 東寺百合文書の場合には四通というわずかな例にしか過ぎないが、ここでも必ずしも表―裏とはいえないということがいえよう。すなわち、書札様文書としてはもっとも格式の高い鎌倉中末期以降の綸旨についてみると、田中氏が書状で述べられた傾向とはまったく違ったものがみられるのである。わずかに東寺文書と東寺百合文書にみられる、しかも宿紙の綸旨に関してのことであるが、たしかに田中氏がいわれるように表―裏の綸旨はあるが、それにもまして表―表の文書の方が多いためである。

以上は、薄墨の綸旨に限ったことであるが、おそらくもっとも儀礼にうるさい綸旨の料紙の使い方がこのようであっ

たということになると、それはたんに薄墨の繪旨だけでなく、院宣あるいは御教書といった公文書の場合もこれと同じであったと考えられる。氏もいわれるように、院宣・御教書についてはそう簡単に原本の調査はできないが、薄墨の繪旨だけが特別な料紙の使い方をしていたとは考えられず、広く公文書あるいは正式の封式の文書については同様の料紙の使い方をしたものと考えてよい。すなわち、もともと正式な封式の書札様文書の料紙の使い方は表の場合もあるが、裏の場合もあったということになると、中世の書札様文書の料紙の使い方はそれほど表裏に拘泥しなかったということができるのであろうか。薄墨の繪旨の場合でも本紙はほぼ表を使っているから、中世の料紙の使い方はもちろん表を基準としたというべきであろう。しかし、料紙についてはあまり表裏を考慮することなく、自由に使ったというのが実態ではなからうか。もしこのことが確認できるとすれば、前にも述べたが田中氏の料紙論の大前提が崩れることになるが、いかがなものであろうか。

① 田中氏はもう一通(天喜二年)二月二日後冷泉天皇繪旨について触れられるが、これは追而書に閑してである。

② この点については前節註⑥を参照。

③ 宿紙の表裏の判定の仕方については、前記拙稿「中世の宿紙について」である程度詳しく述べた。

④ 東寺文書影写外(上島有編著『東寺文書聚英』四八七号。以下これを『聚英』四八七号のように略す)。本誌の第一図で、どの程度料紙の表裏が確認できるかは出来上がってみたいとわからないが、『聚英』をご覧いただければそれは一目瞭然である。

⑤ これは当然封紙・本紙・料紙の三紙からなる正式の封式の文書であるが、封紙が欠失していることは、いうまでもない。

⑥ 前稿一八頁。

⑦ これらの点については、註③の拙稿の第三節で写真を教枚掲げて詳しく論じたので参照されたい。

⑧ はじめに註②。

⑨ 本紙・料紙は東寺文書 数六(『聚英』三三三号)、封紙は東寺百合文書せ函一五九号である。これについては前記拙稿「古文書の封式について」の第二節註③で詳しく述べたが、これはいうまでもなく本紙―料紙が表―表の例である。なお、同じ写真は前記拙稿「中世の宿紙について」の写真3としてアート紙で掲載したので、併せて参照されたい。

⑩ 宿紙をみるとほとんどの場合、表の墨の色が薄く、裏の墨の色が濃い。どちらともいいにくい場合もあるが、すくなくとも表が濃く、裏が薄いことはない。これは宿紙を漉く技術的な問題とも関係するであろうが、ここでは事実の指摘にとどめてお。

⑪ 観智院金剛蔵第二四三函(『聚英』五〇一号)。

⑫ この文書の現状は封紙・本紙・料紙の順に糊で貼り合されているが、メクリのままで裏打ちがなく、料紙の表裏を考慮するにはきわめて好

都合である。それをみると実に簡単に表裏がわかる。すなわち封紙はウワ書が書かれている面に質の目がありこれは料紙の裏である。いっぽう本紙・礼紙ともに文字が書かれているのは紙の表であって、文字のない方に質の目があることが簡単に確認できる。本稿では本紙・礼紙だけしか写真を掲載しなかったが、『聚英』五〇一号には封紙・本紙・礼紙の三紙の写真を掲げているので、封紙と本紙・礼紙の違いが容易に確認できる。なお、この料紙は宿紙であるが墨の色は非常に薄く、普通の白紙とほとんどかわることはない。本来の宿紙はこのように墨色が薄いものであり、墨色の濃いのは墨を混ぜたり、いろいろな細工が行われているのである。この点についても前記拙稿「中世の宿紙について」を参照のこと。

⑬ これを表記すると次のようになる。○印は原本と照合して確実に表裏の文書であり、●印は若干の疑義は残るが表裏として間違いないもの。また△印は確実に表裏の文書であり、▲印は若干の疑義は残るが表裏として間違いないものである。これらの点は原本によらずとも、『聚英』の写真で十分に確認できる。なお(番号)は『聚英』の番号である。

- 後奈良天皇綸旨 (三九)
- △後円融天皇綸旨 (二四八)
- 後醍醐天皇綸旨 (二五〇)
- △後光厳天皇綸旨 (二六三)
- △後光厳天皇綸旨 (二六四)
- 後花園天皇綸旨 (二六五)
- 後村上天皇綸旨 (二六六)
- ▲後光厳天皇綸旨 (三一八)
- 後宇多上皇院宣 (三三三)

- 後小松天皇綸旨 (四八六)
- △後円融天皇綸旨 (四八七)
- 後醍醐天皇綸旨 (五〇一)

『聚英』には以上のほか、宿紙の綸旨でも本紙一紙だけのもの、追而書と本紙と二紙のものが多数取められているが、これらは検討の対象からはずした。本紙一紙のものはほとんどが表を使っており、一・二裏を使ったと考えられるものもあるが、確言しにくい。というのは、私は料紙の問題は一紙だけで検討するのはなかなか困難で、他と比較検討することがもっとも重要だと考えている(たとえば拙稿「公家文書の料紙の使い方―古文書の料紙について(二)―」古文書研究第二八号 一九八七年 所収を参照)。したがって、東寺文書はすべて卷子になっており、一紙のみの場合は表裏の比較はできないから、本紙のみしか残っていない綸旨は検討の対象からはずした。また、追而書と本紙のものもあるが、追而書は別に考えるべきだと思われるので(追而書については別稿「追而書と尚々書」を用意している)、それも検討の対象からはずした。

- ⑭ 註⑬と同じように、これを表記すると次のようになる。
- 伏見天皇綸旨 (二四二八号)
 - 後醍醐天皇綸旨 (ウ函二六号)
 - △後光厳天皇綸旨 (こ函八三号)
 - △後円融天皇綸旨(ヤ函二二四号)
- このうち最初の伏見天皇綸旨は田中氏が前稿において表裏を使った例外の文書として挙げられたものである。氏はここで「東寺百合文書ニ所収」とされるが、「二函」ではなく「こ函」である。また二通目の後醍醐天皇綸旨は京都府立総合資料館編「図録東寺百合文書」に二九号文書として取められており、表裏を確認することができる。

三 「請文書札礼」の礼紙

田中氏の礼紙論のもっとも重要な前提は、前節でみた礼紙の使い方に関する実態認識である。したがって、これに関する上述の私見が認められるとすれば、もはや氏の礼紙論についてこれ以上述べる必要はないが、そのほかにもいくつか問題が残されているので、さらにそれについて検討することにする。もう一つ氏の立論の重要な出発点ないしは決め手となっているのが、広島大学所蔵『猪熊文書』に収められた『大乘院文書』の「請文書札礼」^①の礼紙の理解である。

この「請文書札礼」は三点(同書一四・三一・三六号文書)の文書からなるが、その要点を記すと次のようになる。一四号文書は、康応二年(一三九〇)三月一日の僧正孝尋請文に関するもので、孝尋が興福寺別当に補任された時、氏長者から下された長者宣に対して出した請文で、初度・第二・第三の三度の請文の主として料紙の使い方について述べたものである。三六号は、応永九年(一四〇二)五月四日法印大僧都孝円の同じく興福寺別当補任に対する請文で、ここでは初度・第二・第三度の請文および吉書について、それぞれの文書をそのまま引用し、さらに料紙の使い方について述べている。三一号は三六号の初度の請文の記載とまったく同じである。すなわち、この「請文書札礼」には興福寺別当孝尋・孝円の格式の高い請文の料紙の使い方が記載されているのである。

田中氏はこの孝尋・孝円請文を「書札様文書の種類」とされている。たしかに、これが書札様文書でなければ、「礼紙云々」という議論はまったく無意味となるから、氏としてこの点を強調されるのは当然のことである。しかし、私はここに挙げられた請文は書札様文書ではなく、下文様に属する文書であると考えるのである。^②

鎌倉中末期から南北朝期以降の請文には、あるいは書札様文書の書式・形態をとるものもあったことは否定しないが、これは非常に崩れた形であって、その基本的な性格は下文様文書の範疇に属するものであると考えている。請文については佐藤進一氏が、その定義・内容・書式についてはほぼ決定的ともいえるまとめをしておられるので、それをまず紹介する

ことにする。請文は解状・解文・申状・申文・訴陳状・着到状・軍忠状また紛失状などの上申文書、さらには売券・讓状・寄進状などの土地関係の文書などとともに公式様文書の解に起源を有するものである。一口に請文とはいうものの、その内容ははなはだ複雑である。それは「請」という字に「申し請(こ)う」と「申し請(う)ける」というまったく相反する二つの意味が含まれているからである。前者は求めるものであって請求・訴願であり、後者はこたえるもので報告・応答を意味する。それはともかく、請文は解の系統を引くものであるが、平安時代になると「請 御教書」と書出して、「公則誠恐謹言」と書止める私文書系統の状・啓様式の請文もあらわれ、中世の請文が成立した。さらに、鎌倉時代以降になると武家の請文では私文書における書札礼の影響を受けるとされる。

さて、ここで問題にしている孝尋・孝円請文は、興福寺別当補任の長者宣をたしかに承りましたという報告ないしは承諾書であるが、田中氏はこれを書札様文書とされる。すこし長くなるが、氏の論拠を引用してみよう。

このように、(イ)その書止め文言には「謹所請如件」とあり、代官職請文等と同じである。(ロ)しかしその書出の「謹請／長者宣」は、平安時代の返書としての書状形式の請文の書出と共通するところがある。(ハ)この返書としての請文の書止文言は「恐々謹言」「謹言」のような、一般の書状に用いられるものであり、この点は孝円請文とは相違している。しかし、(ニ)孝尋・孝円の請文の料紙は二枚を引き重ねており、(ホ)貼り継いで統紙としてはいないこと、(ヘ)また礼紙を添えていること等は、書状や繪旨・御教書等の書札様文書と全く共通するところである(新稿六三七頁、(イ)(ロ)(ハ)……は上島が付した)。

とした上で、最後に、

したがって、この孝円請文は書札様文書の一種と見て差支えない(同前)。

と結論される。まず、(イ)はその書止め文言から代官職請文等と同じく書札様文書ではないとされる。しかし、(ロ)では「謹請／長者宣」という書出しは「書状形式の請文の書出しと共通するところがある」とされるから、これを一つの書札様文書の根拠とされるようである。そして「書状形式の請文の書出しと共通する」というのは氏の註および(ハ)の記載から考え

ると「誠恐謹言」などの謙讓の意をあらわす言葉で終わる文書のことをいわれるようである。(ハ)は(イ)と同じで、ここではそれらの請文は書札様文書ではないとされる。こう考えられると(イ)(ハ)ではこの請文が書札様文書であるという証明は残念ながら行われておらず、ただわずかに「謹請／長者宣」という書出しは「書状形式の請文の書出しと共通するところがある」とされるだけである。ここで氏は「誠恐謹言」などで終わる請文は書札様文書と考えておられるということだけを指摘するに止め、それについては改めて述べることにする。

次に、(ニ)以下を検討するが、氏は「しかし」としてここに重点をおかれるようである。(ニ)については「請文書札礼」にいう「二枚引重テ書之」を、氏の「二枚引き重ね」すなわち書札様文書の本紙・礼紙の両方とも表が上になるように、重ねたままの形で使うというように解釈される。たしかに「二枚引き重ね」ということの意味はそういうことであろう。しかし、これが書札様文書ということの論拠にはならない。というのは、前節でも述べたように、正式の書札様文書を考えて場合には、氏のいわれるように文字が書かれた面が必ずしも表―裏(「二枚引き重ね」た形)とはならないのである。

それだけではなく、さらに別の考え方ができる。私は、さきの「古文書の封式について」なる論文で、公式様文書としての官牒、下文様文書としての宣言にも、その付属品として本紙とまったく同じ白紙一紙がそえられたままの形で現在におよんでいる場合のあることを明らかにした。^④この「二枚引重テ書之」の二枚目は、まさにこの下文様文書としての請文の付属品としての白紙一紙と考えるのである。したがってこれは当然、(ハ)「貼り継いで続紙と」する必要はない。

孝円請文の文章はそれほど長くはない。これは一紙に十分収まるはずである。したがって、たとい書札様文書であっても、礼紙は完全な白紙となる。たしかに、氏のいわれるように、公式様文書・下文様文書は糊継ぎをして続紙の形にし、書札様文書は糊継ぎをしない。しかし、下文様文書が糊継ぎされるのは、その文章が長くて二紙・三紙におよんだ時であって、本文が一紙で終わっているのに、わざわざまったくの白紙を「貼り継ぐ」ことはしない。このように考えると、この請文が「貼り継いで続紙と」していないことをもって、それが「書状や論旨・御教書等の書札様文書と全く共通すると

「ころである」とはいえない^⑤。この添紙というか付属品というか、ともかくも下文様文書に付せられた白紙一紙は、本来はおそらくすべての下文様文書には付せられたものではなかっただろう。官牒・宣旨あるいは興福寺別当補任に対する請文といった格式の高い文書には付せられたであろうが、それはけっして下文様文書として欠くべからざる要件ではなかった。しかし書札様文書が一般に用いられるようになると、その礼紙にならって公式様文書や下文様文書でも、本紙の裏に「一枚引き重ねて」もう一紙そえることが広く行われるようになったのではなからうか。ともかくも、書札様文書の礼紙はそれが書札様文書である限り必要なものであるが、公式様文書や下文様文書の添紙はそうではなかったということを確認しておきたい。

次に、(ハ)「礼紙を添えていること」についていうと、氏は「礼紙を添えていること」を強調されるが、これは初度の請文および吉書だけで、二度・三度の請文は「礼紙ナシ」である。したがって、いささか挙げ足とりのようないい方になるが、これでもってこれらの請文は「書状や繪旨・御教書等の書札様文書と全く共通するところである」とはいえない。二度・三度の請文には明らかに「礼紙」はそえられていないのである。ただ「礼紙」の有無が議論されていることは事実である。これは前述のようにその頃には書札様文書の礼紙が一般化していることもあって、これらの請文には「引き重ね」た二枚目の料紙を付した。しかし、書札様文書に「三紙・五紙の礼」があったように、下文様文書にあって二枚目の添紙のほかさらに第三紙目をそえた場合があったと考えられる。これは礼を厚くするため初度の請文および吉書には加えるが、第二・第三度は略されており、とくに礼を厚くすることから、書札様文書の礼紙に準じて、ここでも「礼紙」といったのであろう^⑥。かく考えると、氏の論点(ニ)(ホ)(ハ)についても、これらの請文が書札様文書であるという証拠は何もないといわざるをえないのである。

以上、強弁したつもりはないが、ここでも私と田中氏との主張がまったく相反するものであることが明かとなった。不思議といえば本当に不思議なことである。それはともかくとして、一つの大きな問題が残されたままになっている。それ

は「誠恐謹言」などの謙讓の意をあらわす書止め文言を、氏のように一義的に「一般の書状に用いられるもの」としてよいかということである。たしかに、「誠恐謹言」などの書止め文言は広く書札様文書に用いられており、私も本稿を草するまでは何の疑いもなく書札様文書の特徴をあらわす文言と考えていた。しかしその起源を考えると簡単にそうはいえない。すなわち、これはたんに私文書系統の文書だけではなく、はやく表(上表)に用いられていたのである。表は公式令にその書式が規定されている二種類のいわゆる公式様文書には入らないが、公式令・儀制令・選叙令などにもみえ、天皇・太上天皇に上奏する文書であるからたんなる個人的な私文書とはいえない。表は六国史などに多数実例が収載されているが、ここにはたとえば、

臣某誠恐誠惶頓首々々死罪々々^①

のような言葉がみられる。したがって、平安初期から表などに使われていた「誠恐誠惶……」という言葉が、平安末期頃書札様文書の定形化とともにそれに用いられるようになり、いつの間にか書札様文書を代表する言葉となったのであって、氏のように平安末期の請文に「誠恐謹言」を用いているからといって、これを直ちに書状形式(≡書札様文書)ということではできない。さらにいうならば、有名な『善隣国宝記』に載せる応永八年(一四〇二)の足利義満が明に送った「日本准三后某」ではじまる表文にも、その書止めに「某誠惶誠恐頓首々々謹言」と書かれている。もしこれが書札様文書に特有なもの、すなわち国風化した書状に特徴的な言葉であったら、明への表文には使われなかったであろう。これをもってしても、「誠恐謹言」などの言葉だけでそれを直ちに書札様文書とすることはできないということが明らかとなったものと考える。

ここで、請文の形態についてすこし考えておこう。すでにたびたび述べているように、請文は基本的には書札様文書ではなく下文様に属する文書である。したがって、まずその書体は、すこし崩れているが楷書体に近い書体で、書札様文書が行書体であるのと明らかに違っている^②。料紙は一紙で終わるのが普通であるが、本文が長いときには糊継ぎをする。書

札様文書が本紙・礼紙を絶対に統紙の形にしないのと大きな違いである。文体はこれも崩れたものが多いが、漢文体を基準とし「候」というような言葉は使わない。鎌倉時代以降、書札様文書の影響を受けて「候」を用いるものもみられる。しかし、これらもその書体は純粋な行書体ではなく、またもし本文が長いときには統紙の形をとったと考えられ、全体として書札様文書ということではできない。^⑩

孝尋・孝円請文が下文様文書としての特色をよくあらわしているのは、その位置書である。それは「法印大僧都孝円」となっており、「僧位・僧官・名」^⑪の三つが書かれていることになる。公式の書札様文書の位置の書き方は「僧位・名」たまには「僧官・名」で、この場合にはおそらく「法印孝円」と書かれたであろう。いずれにしても「僧位」と「僧官」が併記されることはない。

最後に、もう一つ重要なのは「表書」である。この請文には「立紙」を付している。これは書札様文書の封紙にあたるもので、文書を包んだ料紙である。この「立紙」に、初度の請文では孝尋の場合は「僧正孝尋請文」、孝円の場合には「法印大僧都孝円請文」と書かれている。これは「位所」（おそらく位置）だけで、宛書はない。書札様文書の封紙のウワ書に宛書のないものはない。まして二度・三度の請文は「表書無之」「位所等無之」と、孝尋・孝円ともに「立紙」一枚は付するが、ウワ書その他の文字はまったくないのである。下文様文書にあっては文書を包んだ料紙にウワ書はないが、書札様文書にあっては必ずウワ書を加える。ましてこの請文は非常に儀礼的なものであるから、もしこれが書札様文書であるならば、ウワ書を略するようなことは絶対にしない。この点からも孝尋・孝円請文を書札様文書とするのは誤りである。^⑫

以上、田中氏が書札様文書とされる孝尋・孝円請文を細かく検討した結果、これは書札様文書といえないことが明らかとなった。それだけではなく、請文は基本的に下文様文書とすべきものであるということもはっきりしたと考える。^⑬そして「二枚引き重ね」た第二紙は、書札様文書の礼紙のように絶対必要なものではないが、おそらく書札様文書の影響があ

って、漸次広く用いられるようになったといえる。したがって、これは書札様文書の礼紙と区別して懸紙というのが適当ではないかと考える。同じくまた、書札様文書の影響で下文様文書にも書札様文書の封紙に相当するものを用いることが一般化したものと考えられる。これはただ本文を書いた料紙を包んだもので、ウワ書がないのが特徴であるが、料紙を縦に使ったので「立紙」といわれたものと考ええる。かくして、下文様文書にあっても書札様文書の礼紙に相当するものを懸紙、封紙に相当するものを立紙と呼んだらよいのではなからうか。

① 第一節註③。

② すでに度々述べるように、私はわが国古代中世の古文書の様式は、公式様文書・下文様文書・書札様文書の三つに分けるのが適当と考えている。田中氏もほぼ同じように考えておられるようである。公式様文書と書札様文書という言葉は氏の論考の文中にみえる。下文様文書という言葉は使ってはおられないが、「この点は公式様文書や、下文・下知状などで……」（新稿六五三頁）という叙述のあることから考えると、内容は下文様文書というのと同じである。ただし、田中氏の場合には様式論としてそれほど厳密に規定しておられないのも事実である。

③ 同『古文書学入門』二二三頁以降。

④ 詳しくは、前記拙稿「古文書の封式について」の「二書札様文書の料紙の使い方」の註①を参照頂きたい。ここで注意されるのは、承久二年一〇月一四日太政官牒（東寺百合文書せ函太政官牒補任二五号（六））に、別に白紙が一紙そえられていたと考えられるが、それを「礼紙」と呼んでいることである。これは官印を捺した正式の太政官牒であるから、どうみても書札様文書とはいえない。それにそえられた白紙の料紙を「礼紙」と呼んでいるのであるから、すでに鎌倉時代には、たんに書札様文書の礼紙だけではなく、公式様文書・下文様文書に付属品として付する料紙であっても、それを「礼紙」と呼んだ場合のある

ことがわかる。こう考えると、後で詳しくみるように、下文様文書であるこの孝母・孝内請文にも「礼紙」が付せられたことが、無理なく理解できるのである。

前記「古文書の封式について」において、公式様文書・下文様文書に書札様文書の礼紙に相当する白紙が付せられる例をいくつか挙げたが、その後気付いたものとして康永四年一〇月日久成伊勢国大田庄所務職請文（東寺百合文書ほ函二九号）がある。これは南北朝時代の典型的な庄官請文であるが、本文は本紙一紙に書かれ、それとまったく同一の紙質・大きさの白紙一紙がそえられている。いうまでもなく下文様文書の付属品としての添紙である。

⑤ さらにいうならば、南北朝期以降の崩れた庄園関係の請文でも、いわゆる「本紙・礼紙」のように二枚がばらばらになっていない例をしろない（註⑩でいうようにはっきり書札様文書になってしまっているものは別である）。すべて糊継ぎされている。ちなみに、奈良国立文化財研究所編『東大寺文書目録 第三巻』には「第四（請文）」として、主として在地関係の請文が集められている。そのほとんどすべては一紙のものであるが、二紙のものとしては、四・五号、四〇・四一号、一三六号（これは目録によると案文）の三点がみられる。これらはいずれも「統紙」と書かれており、糊継ぎをされていることを示している。ただし、四・五号および四〇・四一号は一点の文書に二つの番号が付

せられていることから考えると、糊がはずれているのかもしれないが、『目録』による限り「統紙」である。これは孝尋・孝円請文のように格式の高い請文ではなく、おそらくきわめて崩れた形の請文であっても、形態としてはかつての下文様文書のそれを踏襲しているといえるのである。東寺百合文書で一つ例をたずなれば、文安六年五月二日唐橋百姓左衛門四郎下作職請文(同ね函二四号)は、室町時代のしかも下作職の請文というきわめて書札などにはほど遠い文書であるが、これも本文が長い二紙が糊継ぎされている。

⑥ 註④参照。ここで一つ注意しなければならないのは、前述の太政官牒・宣旨の場合には、本紙に対する二枚目の料紙を礼紙といているが、孝尋・孝円請文では二枚目ではなく三枚目を礼紙といていることである。この点は余り神経質に考える必要はなく、第二紙でも、第三紙でも重要な文書を巻くのに使った料紙を礼紙といったというくらいに考えておいてよからう。

⑦ 統日本後紀巻第一 天長一〇年二月乙酉条。

⑧ ここで検討する書体・文体・料紙の使い方などについては前記拙稿「古文書の様式について」で、簡単に意見を述べた。

⑨ 南北朝・室町時代の請文には書状に近く、行書体のものもあるが、ほとんどのものはすしは崩れているが、楷書体であることからもはつきりする。これは庄官などの請文についても同様である。

⑩ しかし、純粹に書札様文書の形態をとる請文もあった。その一例として、応永一五年八月一五日覚勝院宣承備中国新見庄領家方所務職請文(東寺百合文書ゆ函一)がある。その本文は引用を省略するが(瀬戸内海総合研究会編「備中国新見庄史料」一四五号として掲載されているほか、いくつか刊本があるのでそれについて参照された)、これは当時の庄官などの請文とほとんどかわらない。ただし、その書止めは「仍請文之状如件」で終わっているが、本文は候文であり、普

通の請文すなわち下文様に属する請文には最後に宛書を記さないが、これには一般の書状と同じく、「謹上 普光院法印御坊」と宛書が付せられている。そして書体をみても、普通の請文よりは大幅崩れている。さらにこれには封紙がそえられており、

謹上 普光院法印御坊 権僧正宣承

とはっきりウワ書が加えられている。したがって、これは明らかに書札様文書というべきものである。同様の例をもう一通だと、永徳元年六月一日増長院義室請文がある。これは銀一房の御影堂聖人職補任について、それを義室が保証したものであるが、本紙・礼紙は東寺百合文書メ函二九六号に収められているほか、封紙(同ル函二八五号)・追而書(東寺文書無号之部一六二号)が揃っており、料紙の使い方はまさに書札様である。書体は行書体であり、文体も「恐々謹言」で終わる候文であり、最後に「年預僧都御房」という宛書が加えられている。これらはその内容から請文というが、また書状としてもよく、請文という文書名が付されるとしても一律に下文様文書あるいは書札様文書とすべきではなく、その文体・書体・料紙の使い方を考えて総合的に判断すべきであろう。

⑪ 普通の公文書の位署書については拙稿「古文書の様式について」の位署書の項を参照。普通の公文書の場合には、「官・位・氏・姓・名」のすべてを書くのが公式様文書で、下文様文書では「官・氏・姓・名」となり、公式様文書に比べると「位」が省略される。しかし僧侶の場合は「氏・姓」はなく、別の書き方をしたようである。僧侶の書札様の公文書の書き方が「僧位・名」または「僧官・名」で、「僧位」「僧官」のどちらか一つを書いていることから考えると、この請文にみられる「僧位・僧官・名」という位署書は下文様文書か公式様文書の書き方であって、少なくとも書札様文書の位署の仕方ではない。僧侶の位署書については今後さらに検討を加えたい。

⑫ 公式様文書や下文様文書にあつては、さきにも述べたように、大事なときには付届品としての白紙の第二紙・第三紙とともに、おそろく本紙を包む書札様文書の封紙に相当するものが付されたであろう。これについては前記拙稿「古文書の封式について」の第二節註①でも述べたが、もうすこし具体的にみてみることにする。延徳三年一〇月二六日小枝重持播磨国矢野庄例名供僧学衆両方代官職条々請文（東寺百合文書つ函四号二二）は、本紙一紙に別に書札様文書でいう封紙がそえられている。両方の紙質・大きさは同じであるから、封紙に相当する紙は後から付されたものではない。これには料紙を縦にして、

矢野庄代官小枝次郎左衛門尉請文

延徳三
十廿六

と書かれている。その筆蹟は微妙であるが、本文と同一と考えてよさそうである。とすると孝尋請文の「立紙」に書かれた「僧正孝尋請文」という文字と同じであるが、いずれも書札様文書のウワ書ではない。

四 『消息耳底秘抄』の礼紙

田中氏は、書札様文書の本紙―礼紙は表―裏に使うということ、また「請文書札礼」によって書札様文書は「二枚引重テ書之」とされる。この二つのことから、書札様文書の礼紙は従来いわれられてきた礼紙ではなく重紙であるとされるが、さらに『消息耳底秘抄』以下の記載によって、その妥当性を確かめられるのである。しかし、第二・三節で述べたようにこの二つの前提が成り立たなくなつた以上、氏の『消息耳底秘抄』以下に関する見解の検討は必要ではないとも考えられるが、これについても見解を異にする点が多い。そこで煩をいとわず、以下氏の『消息耳底秘抄』に関する考え方について私見を述べることにする。

ここで率直な感想をいうと、氏のこの文章ははなはだ難解である。これは私の不明の致すところであることはいまで

さらにいうならば、これは「位所」とはいうものの、実は「僧正孝尋の請文が入っています」という表題に相当するものといえるのではなかろうか。ともかくも下文様文書に属する請文にも書札様文書の封紙に相当するものが付せられるとしても、そこに書かれた文字は宛書・差出書の揃つた書札様文書の封紙ウワ書でないことだけははっきりしたといえる。これらの点については拙稿「室町幕府文書」（『日本古文書学講座』中世編Ⅰ所収）二二頁に簡単に触れた。なおこれに関し

ては拙稿「近世の判物・朱印状と公帖―室町時代の御判御教書との関連で―」（撰大学術B〈人文科学・社会科学編〉第八号 一九九〇年）で詳しく述べたので参照されたい。

⑬ 百瀬今朝雄氏が前述「重紙と裏紙」で述べられる上表・奏・解文・牒なども書札様文書ではなく、公式様文書ないしは下文様文書と考えるべきである。

もないが（ただし他にも何人かから同じ感想を聞いている）、何度読んでも氏のいわんとするところがはかりかねる場合がすくなくない。そこで私はできるだけ分かりやすく考えたので、文章がいささかどくなつたとも考えられるが、お許し頂きたい。それはともかくも、以下、『消息耳底秘抄』に関する氏の見解を検討するが、これはその体系的な批判を意図したものではない。というのはそれは非常に煩雑であるだけでなく、いくつかの点について見解を異にするということを明らかにすれば、田中氏の体系全体の検討はかならずしも必要ではないと考えるからである。

まず氏の挙げられた史料を、そのまま引用すると、

〔史料1〕 第八条 至極貴所様進消息様

礼紙二枚ヲカサネテ巻テ、其上ニ又一枚ヲ巻テ封ベシ、封ノ所ニ某ノ二字ヲ小ク可書也、其上ニ又一枚ヲ巻テ不可封也（以下略）、

これの解釈として、氏は、

貴人に充てる消息では、本紙の上に礼紙二枚を重ねて巻き、さらにその上にもう一枚をかけて巻き、そこに封（切封）を加えるべき旨が記されている。「礼紙二枚ヲカサネテ巻テ」という表現からは、いわゆる本紙と重ね合せたものではなく、本紙の上を二枚重ねの礼紙で巻いたものと解すべきであろう（六三九頁）。

とされる。これはまさにその通りであるが、この史料1はあくまでも「至極貴所」に進める消息であつて一般的な消息について述べたものではないということを確認しておきたい。ここで氏が「（礼紙とは）いわゆる本紙と重ね合せたものではなく、本紙の上を二枚重ねの礼紙で巻いたものと解すべきであろう」といわれるのは、以下氏が展開される『消息耳底秘抄』の礼紙とは「本紙と背中合せに重ねた二枚目の紙」のことではないという結論の第一の伏線になるものであるが、これは一般の書状ではなく、本文が本紙一紙で終り、礼紙を二紙添える「至極貴所」への消息に限ることである。これに関連して史料2の解釈として、

ここにいう礼紙とは、本紙と背中合せに重ね合せた二枚目の紙のことではなく、第八条（史料1）にある礼紙のように、本紙をさら

に上から巻くものと解釈するのがよいのではなからうか(同前頁)。

といわれる。すなわち氏は史料2の礼紙の解釈として史料1の礼紙とは「本紙をさらに上から巻くもの」とされるが、ここに私が「伏線」と称したものが現実の姿となって現れてきているのである。

史料1はさきに確認したように、「至極貴所」すなわち特別な場合を述べたものであって、普通の礼紙の使用について述べたものではない。史料1の礼紙は「至極貴所」に宛てる消息であるから、普通の消息と違って本紙に礼紙二枚を添え、さらにもう一枚その上に巻くというのである。礼紙二枚を添えるから「礼紙二枚ヲカサネテ巻」ということになるが、これは普通の場合、本紙・礼紙を背中合わせにして巻くということを否定するものではない。したがって、氏が「ここいう礼紙とは、本紙と背中合わせに重ね合わせた二枚目の紙のことではなく、……」といわれるのは飛躍であって、史料1はいわゆる「三紙五紙ノ礼」という特殊な場合について述べているにすぎないのであって、ここからストリートに礼紙とは「本紙をさらに上から巻くもの」という解釈はでてこない。これは非常に微妙な問題であるから、もう一度確認してきたい。

次に、史料3の解釈は重要であるから、氏の挙げられた史料の全文を引用すると、

(史料3) 第一条 立紙事

打任テハ一紙ニ書之、礼紙可有之、三紙五紙ノ礼可随事、多書時ハ二枚書也、礼紙如常、敬人ノ許ヘハ礼紙シテ後可封也(以下略)、ここで「打任テハ」というのは、あとの「多書時ハ」に対する言葉であるから、簡単な文章の時はというくらいの意味であろう。田中氏は「打任テハ……」については、「一枚に本文を書き了った場合の礼紙と本紙の重ね方は明らかでないが」として、ほとんどこの文章については触れられない。そして、「書状を二枚にわたって書いた時には……」としてもっぴら「多書時ハ」について述べられる。これは明らかに片手落ちである。というのは、この史料はまず「打任テハ……」の場合を述べ、「多書時ハ」はこれに関連した説明であるからである。「打任テハ……」というのは文章の簡単なときには本

紙「一紙」に書き、それに「礼紙」をそえる（「礼紙可有之」というのであるから、これこそまさに一般にいわれる普通の本紙・礼紙の使い方である。素直に解釈すればこうならざるをえないが、何故田中氏はこの点に注目されなかったのだろうか。たしかに、この場合「本紙と礼紙との重ね方は明かでない」が、それは「多書時ハ二枚書也、礼紙如常」の場合も同じである。

この史料の解釈のポイントは、「打任テハ一紙ニ書之」↓「多書時ハ二枚書也」、「礼紙可有之」↓「礼紙如常」、「三紙五紙ノ礼可随事」↓「敬人ノ許ヘハ礼紙シテ後可封也」と対句になっていることの確認である。この二つの文章を相對するものとして考えると、きっちり理解できる。これを私なりに解釈すると、文章の簡単なときは本紙「一紙」に書き、白紙の「礼紙」一枚をそえる。非常に丁寧なときには礼紙三紙・五紙をそえる礼もある。文章が多いときには、本紙・礼紙の「二枚」に書くが、その礼紙は一紙の時と同じようにそえる。「敬人」に送る場合には礼紙をそえてから封をするというくらいに考えると、無理なく解釈ができる。もしこれが間違っていないとすると、これは普通の書札様文書の礼紙について述べているのであって、「本文が二枚にわたっている場合の二枚目の紙は、ここでいう礼紙とは別のものになるのではなからうか」という田中氏の結論とはまったく逆になる。

史料4には「畏所」「主君ノ許」へ進める消息は封じたのちに、その上に礼紙を巻くと書かれている。これによって氏は、「これを読むと、消息を一旦封じた後、さらにその上に巻くのが礼紙ということになる」（六四〇頁）とされるが、果してそうなのだろうか。すなわち「消息を一旦封じた後、さらにその上に巻く」ということが現実に行われていたのであるか。封紙はともかくとして、封紙以外に封をした文書の上をさらに巻くというようなことは考えられない。これはすこし実際の文書を考えてみた場合当然おこる疑問である。実際の文書に精通しておられる田中氏が、何故こんなことに疑問を感じられなかったのであろうか。事実氏の引用される史料3には「敬人ノ許ヘハ礼紙シテ後可封也」とあり、三紙五紙の場合も礼紙を加えてから封をするとしてされている。これが本来の文書の姿であらう。史料1でも同じである。「至極貴所」

へ宛てる消息は本紙一枚に礼紙二枚を重ねて巻き、その上にまた一枚を巻いて封をすることとしている。ただしそのあとには「其上三又一枚ヲ巻」ともみえるが、これは礼紙とは書いていないから封紙とも考えられるが、あるいは文書全体を保護するために同じ料紙でそれを巻いたのかもしれない。いずれにしても田中氏がここで取り上げられる史料4の記述と、すでにみた史料1・3の記載とは相矛盾するものである。そして、たとい史料4にみられるように、封をしてからさらにその上を礼紙で巻くということが行われていたとしても、それはきわめて特殊な場合であるから、これをもって礼紙という概念の決め手とするのは方法論上問題があろう。

史料5・6については省略をし、史料7に移ることにするが、これはすこし細かく検討しなければならない。

(史料7) 第三三条 送文事

礼紙ナシ、二枚ヲ引重可書也、又解文モ礼紙ナシ、重紙許也、敬時ノ立文ノ書也、又御教書ハ一枚ニ書也、重紙ヘナシ、

これについて田中氏は、

送文・解文は「重紙」(カサネガミ)の形をとるが、礼紙は用いないという。つまり、ここでは二枚重ねた紙の下側の二枚目の紙を礼紙と呼んでいないことが明らかとなる。……また、本条では「重紙」なる呼称はみえるが、これは現在いわゆる「本紙・礼紙」が背中合せの状態にある形のものと同じものを指している(六四一―二頁)。

とされる。これがこの論文の一番骨子になる重紙の考え方の基礎をなすものである。ここで田中氏は、送文・解文を無前提に書札様文書とされる。『消息耳底秘抄』に書かれているから、当然といえば当然のことかもしれないが、ここでいう送文・解文は下文様文書に属するものであって、書札様文書ではない。具体的な文書が示されていないので確言は避けなければならないが、そして送文・解文でも書札様文書の様式をとるものもあるだろうが、それはだいたい南北朝時代以降のものと考えてよく、平安時代末期のものは下文様に属する文書と考えるのが普通であろう。解文という言葉自体、公式様文書の解の崩れた形、すなわち下文様文書ということを端的にあらわしている。それに平安時代末期・鎌倉時代初期と

いえば、書札様文書はまだそれほど一般的には用いられていない、書状はたしかに私的な連絡の文書として使われていたとはいえず、公文書としての院宣・繪旨あるいは御教書がせいぜい手続文書として用いられるに過ぎなかったのである。^①そして鎌倉中末期以降になると、解文・解状という言葉ももちろん残るが、それはさらに崩れて大体は売券・申状あるいは請文等という形にかわっていくのである。そして鎌倉中末期以降の売券・申状・請文等は、書札様文書の影響をうけるとはいえ、その書式・形態などはまだ下文様文書の形を残しているのである。^②『消息耳底秘抄』は私文書としての消息について述べたものであるが、そこに何故公的な意味をもつ（すなわち下文様文書に属する）送文・解文に関する記載が入り込んできたのかよくわからない。それはともかくとして、この送文・解文は下文様文書であって書札様文書ではない。

こう考えると、この史料7は実に無理なく解釈できる。しかも驚くべきことに、さきの「請文書札礼」の内容に酷似している。すなわち、送文・解文は下文様に属する文書であるから「礼紙ナシ」である。ただし、「重紙」はある。この「重紙」は「請文書札礼」のものと同様に、さきには「二枚引重テ書之」、ここでは「二枚ヲ引重可書也」と表現も同じである。これから考えると「二枚引き重ねて書く」のは下文様に属することであって、氏が決め手とされる書札様文書のことではない。そして引き重ねた二枚目というのは文書としての機能には直接関係はないが、本紙にそえられた白紙一紙で、これまで付属品と称してきたものである。文書としての機能に関係がないから、「二枚ヲ引重可書也」ということになる。これを「重紙」といってよからう。しかし、これは田中氏のいわれる「重紙」とはまったく別のものであることはいまでもない。書状の場合も同じく一紙別に紙（これが一般にいう礼紙）をそえるが、送文・解文などの下文様文書の場合は、これはあくまでも付属品であるから「重紙」であって、書札様文書の礼紙ではないということになる。

さらに、この『消息耳底秘抄』では「御教書ハ一枚書也、重紙ハナシ」とまで明言している。これに関して田中氏は、これについては現存する御教書と比較して、その意味についてさらに検討を加えることが必要である。

と、簡単にすまされるが、これこそさきの史料3の「打任テハ……」と同じく書札様文書の本質に関わる重要な記載で、

はっきり「御教書には重紙はなし」とまでいいきっているのである。史料3の「打任テハ……」といい、この「御教書ハ……」といい、書札様文書の本質をきわめてわかりやすく述べた言葉を、田中氏が何故きっちり取り上げられないのか理解に苦しむところである。

田中氏は『消息耳底秘抄』について、史料12まで挙げて丹念に検討を加えられ、さらに『貴嶺問答』『書札礼』の礼紙に関する記事についても意見を述べられる。これについても、いちいち私なりの意見を述べるのが本来であるが、それは余りにも煩雑になるので省略をする。結論的にいうならば、『消息耳底秘抄』にいう礼紙とはこれまでいわれてきた書札様文書の礼紙と考えてすこしも問題はないこと、「重紙」という概念は「諸文書札礼』『消息耳底秘抄』などをみても明らかのように、請文・送文・解文など下文様に属する文書に関して用いられているということがいえるのである。

最後に、どうしても触れておかねばならないものに追而書の問題がある。田中氏は前稿において「二通りの礼紙利用法」(二六頁)として、(イ)これまでいわれてきた普通の礼紙 (ロ)追而書(田中氏はこれを礼紙書という)の二つを述べられる。そして新稿では(イ)はいうまでもなく礼紙ではなく重紙とされたのであるが、(ロ)に関しては、

「追申」「追上啓」等の書出で始る礼紙書のある礼紙(六五〇頁)。

とされる。すなわち追而書を礼紙と考えておられるのである。そして言葉としては「礼紙書のある礼紙」という表現がみられ、それは「礼紙書のない礼紙」があることを予想させるものであるが、氏は「礼紙書のない礼紙」については一言も述べられない。すなわち、氏は礼紙 \parallel 追而書とするだけで、それ以外の礼紙の具体像をまったく示されないの、結論的には礼紙 \parallel 追而書と考えられているといわざるをえない。氏の追而書の理解の基礎にあるものは前稿・新稿を通じて、追而書は本紙・礼紙の「外側を巻く形で使われていた」(新稿六五一頁)ということであるが、これは誤りといわなければならぬ。文書の折り方を詳しく調べてみると、追而書は本紙・礼紙の外側におかれたのではなく、文書の一番内側、すなわち本紙のさらに内側に巻き込まれていたのである^④。

こうなると氏の礼紙とは「重紙の本紙とは別に、さらにその外側を包むもの」という考え方は実態のないものとなる。というのは、氏のいう礼紙とは追而書以外の何物でもないのであるから、追而書が文書の一番内側におかれたとすると、「重紙の本紙」のさらに外側を包むものというのは具体的に存在しなくなる。もちろん封紙はあるが、まさか封紙を礼紙とはいわれないであろう。たびたびいうように氏の場合、頭にあるのは本紙・礼紙二紙の略式の文書であって、封紙を含めた三紙の正式の文書はまったく検討の対象とはなっていないのであるから、この点からも氏の礼紙論は成立しえないといわざるをえない。

① この点については第一節註⑤を参照のこと。

② 請文が下文様に属する文書であることは第三節で詳しく述べたが、もう一つ売券について考えてみる。南北朝時代以降の売券でも、書体は崩れているが、楷書体に近い書体で書かれ、いくら長い文章であっても、必ず一紙に収めているのはこのことを示している。それはこの頃の売券は、それなりに崩れてはいるが、まだ下文様文書の性格、すなわち解・解状の系譜を引くものとしての性格を残しているといえる。ただし、非常に珍しい例ではあるが二紙の売券もある。たとえば、応永二〇年三月三日比丘尼堅応港所田地名主職売券（東寺百合文書エ函一六六号③）は南北朝・室町時代の普通の売券であるが、文章が長く

なったので二紙にわたっている。この場合には当然のこととして糊継ぎが行われ、しかも紙継目裏には請人が花押をすえるなど、下文様文書としての性格を完全に具備している。

③ もし想像をたくましくするならば、「消息を封じた後に、その上に礼紙を巻く」（六四〇頁）ということがこれに当たるとも考えられるが、これはまったく実態のないもので、もしあったとしても非常に特殊なものであるということは史料4に関連して述べたところである。

④ この点に関しては詳しく述べなければならぬが、非常に煩雑になるので一切は別稿「追而書と尚々書」（未発表）に譲り、結論を述べるにとどめておく。

おわりに

以上、四節にわたって田中氏の礼紙に関する見解を検討してきた。簡単にいうならば田中氏の重紙というのは書札様文書に関するものではなく、下文様に属する文書の料紙の使い方と考えると無理なく受け入れることができる。書札様文書は本紙・礼紙・封紙の三紙が揃っているのが基本で、略式の場合もその基本の形が崩れただけであるといえる。

最後にいささか感想めいたことになって申訳ないが、田中氏の礼紙論を読んで感ずるところを述べてみたい。よくいわれるように、古文書学の形態論の研究は非常に立ち遅れている。そのうちでも、とくに封式や書札礼の研究にその感が強い。そして現在の古文書学界では封式や書札礼の研究というと、すべてが故実書や書札礼に関する書物の記載の研究に終始しているといつてよい。そこでは書物に書いてある生のままの言葉や概念が、そのまま古文書学の用語や概念として用いられる場合が多い。はなはだ失礼ない方になって申訳ないが、「重紙」「裏紙」がまさにそれである。

書札礼にみられる用語一つをとってみても、平安時代末期から室町・戦国時代に至るまでまったく同じように使われたとは考えられない。本文でも少し触れたように「礼紙」という言葉は中世を通じていろいろと使われており、決して一つの使い方だけではないのである。そして第四節でみたように、同じ『消息耳底秘抄』の記事についていうと、封をしてからその上に礼紙を巻くのか、礼紙をそえてから封をするのかということについて、田中氏の史料1・3と史料4とでは食い違っているのである。また「面」（おもて）だけで文が終わった場合と、「裏」にも文が書かれている場合との文書の折り方については、『消息耳底秘抄』と『貴嶺問答』『書札礼』とはその記載が違っていることは田中氏自身が指摘されるところである（新稿六五八頁）。様々に使われている書物の中の言葉を統一的に解釈しようとするれば、自分に都合のよい史料だけを引っ張り出してくるか、自己流に解釈するか、あるいは統一ができずに諦めてしまうかのいずれかである。これらのことを考えた場合、書物の記載だけで古文書学の用語なり概念を作り上げることが妥当であるかどうかということには疑念を抱かざるをえない。

もちろん、書物のなかの用語や概念が古文書学上の用語や概念の基礎になることは否定しない。書物にみられる言葉、当時使われていた用語と無関係に古文書学上の用語や概念が成立するとは考えられない。しかし、書物にみえる生のままの言葉がそのまま古文書学上の用語や概念になるのではない。そこには一定の古文書学としての抽象化・概念化の手続が必要である。そして様々に使われている用語の抽象化・概念化にあたって、その正当性を保証するものは実際の文書によ

る検証である。現実の文書の調査は決して容易ではないが、そしてまったく形が残っているともいえないが、現実の文書を離れて古文書学はありえない。豊富な文書調査の経験を有しておられる田中氏にして、新稿では実際の文書に一言も触れられないのは不思議といわなければならぬ。

これについて一つ具体的な例を紹介しておこう。書札様文書の書札礼といえは、弘安書札礼がすべてであるかのごとく考えられている。これが制定されて以降は院宣・繪旨などの公文書はもちろん、書状―私信にも例外なくそれが適用されたかのごとく考えられている（橘豊氏が『書簡作法の研究』の中で弘安書札礼を細かく分析されているのはその一例）。これはまさに書物のうえだけの知識である。最近、岩間敬子氏は「弘安書札礼と院宣・繪旨」（古文書研究三二号）なる論文において、鎌倉時代以降の院宣・繪旨をはじめ書状にいたるまでの実際の文書を細かく調査をし、弘安書札礼が実際の様に適用されているかを検討された。結果は実に驚くべきことに、弘安書札礼が適用されているのは院宣・繪旨といった公文書だけで、私文書たる書状はいちおうはそれに準拠するとはいえず、それからはずれたものが多数みられることが明らかとなった。また院宣・繪旨などの公文書でも、完全に弘安書札礼が守られているかという点ではなく、その適用を受けたのは清華家以下の公家に宛てられた文書だけに限られ、親王家・撰関家に宛てられたものについては、まったく別の書札礼が行われていることが明らかとなった。実際の文書の検証をへない書物の上だけのこれまでの常識が、いかに危険なものであるかということの一例となろうか。これはたんに田中氏に対するとはいえず、はじめにもいったように現在の書札礼ないしは封式の研究に関する一般的な傾向に対する私の所感として受け取って頂きたい。

〔付記〕 いま、改めて読み直してみると、二二頁五行目から同八行目までは未熟な点が多い。したがって、この部分は削除したい（再校に際して）。

（撰南大学教授

Concerning *Raishi* of the *Shosatsuyo-monjo*

by

UEJIMA Tamotsu

Research concerning the format of ancient and medieval documents has long been neglected. This is particularly true concerning the study of the envelope. It has long been recognized that the formal *shosatsuyo-monjo* consists of three styles: *honshi*, *raishi* and *fushi*. However, because the exact characteristics of *raishi* and *fushi* have not been fully understood, they have often been confused. A few years ago in a thesis entitled “*Raishi ni tsuite*,” TANAKA Minoru put forth that what had been known as *raishi* was actually a part of *honshi* and, he posited, *raishi* should be identified more properly as “*kasanegami*” This opinion was supported by Mr. Tanaka’s experience and knowledge of ancient and medieval documents. As such, this opinion was accepted as an established fact without an further investigation or scholarly discussion.

In contrast to this situation, I have tried to investigate the following points: (1) the choice of the type of paper of the *shosatsuyo-monjo*, and (2) the statements in the *Ukebumishosatsurei*, *Shosokujiteihisyo* and other documents on which Mr. Tanaka based his arguments. As a result, I attempted to clarify the reasons that *raishi* should not, in fact, be called “*kasanegami*” as Mr. Tanaka suggested, but that it is correct to identify it as *raishi*. Additionally, I pointed out that what is labeled “*kasanegami*” by Mr. Tanaka is actually derived from the paper attached to the *kudashibumiyomonjo* not the *Shosatsuyo-monjo*. Moreover, I referred to the envelope of the *Shosatsuyo-monjo*.